

広島県告示第千六十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年二月三日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和六年十二月五日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

東尾道西地区

1 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市東尾道の国土地理院四等三角点「東尾道」（北緯三四度二四分五八秒九二四三、東経一三三度一四分〇八秒九六七一、標高三・四九メートル）

基点一 基準点から二六八度二分四七秒の方向二三七・八六メートルの点

基点二 基点一から八度四〇分〇一秒の方向一・五一メートルの点

基点三 基点二から九一度二九分二六秒の方向八・一七メートルの点

基点四 基点三から一四八度三分〇七秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点五 基点四から一五一度二七分三〇秒の方向四二・八八メートルの点

基点六 基点五から二一四度一〇分〇五秒の方向三〇・〇〇メートルの点

基点七 基点六から二七〇度一九分〇八秒の方向五八・八五メートルの点

二 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物